

令和 7 年第 2 回上里町議会定例会会議録第 4 号

令和 7 年 3 月 1 0 日（月曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 2 6 （町長提出議案第 2 2 号）令和 7 年度上里町一般会計予算について
- 日程第 2 7 （町長提出議案第 2 3 号）令和 7 年度上里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 8 （町長提出議案第 2 4 号）令和 7 年度上里町介護保険特別会計予算について
- 日程第 2 9 （町長提出議案第 2 5 号）令和 7 年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 3 0 （町長提出議案第 2 6 号）令和 7 年度上里町水道事業会計予算について
- 日程第 3 1 （町長提出議案第 2 7 号）令和 7 年度上里町下水道事業会計予算について
- 日程第 3 2 （町長提出議案第 2 8 号）令和 7 年度上里町農業集落排水事業会計予算について

出席議員（１４人）

1 番 石 井 慎 也 君	2 番 伊 藤 覚 君
3 番 金 子 義 則 君	4 番 戸 矢 隆 光 君
5 番 高 橋 勝 利 君	6 番 飯 塚 賢 治 君
7 番 猪 岡 壽 君	8 番 齊 藤 崇 君
9 番 植 原 育 雄 君	10 番 高 橋 正 行 君
11 番 新 井 實 君	12 番 沓 澤 幸 子 君
13 番 高 橋 仁 君	14 番 黛 浩 之 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長 山 下 博 一 君	副 町 長 島 田 邦 弘 君
教 育 長 齊 藤 雅 男 君	総 務 課 長 山 下 容 二 君
総合政策課長 吉 村 貴 文 君	保健センター 等複合施設 建設推進室長 戸 矢 信 男 君
税 務 課 長 間々田 由 美 君	くらし安全課 関 口 博 之 君
町民福祉課長 及 川 慶 一 君	子育て共生課 間々田 亮 君
健康保険課長 亀 田 真 司 君	高齢者 いきいき課長 山 田 隆 君
道路整備課長 根 岸 利 夫 君	まちづくり 推進課長 山 中 一 朗 君
産業振興課長 岩 崎 賢 二 君	会 計 課 長 金 井 憲 寿 君
教育総務課長 望 月 誠 君	教育指導課長 櫻 井 達 夫 君
生涯学習課長 須 藤 秀 君	上下水道課長 飯 島 博 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 神 村 輝 行	係 長 荒 井 純 一
主 査 長谷川 紀 江	

◎開 議

午前9時0分開議

○議長（飯塚賢治君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。



◎日程第26 町長提出議案第22号 令和7年度上里町一般会計予算について

◎日程第27 町長提出議案第23号 令和7年度上里町国民健康保険特別会計予算について

◎日程第28 町長提出議案第24号 令和7年度上里町介護保険特別会計予算について

◎日程第29 町長提出議案第25号 令和7年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第30 町長提出議案第26号 令和7年度上里町水道事業会計予算について

◎日程第31 町長提出議案第27号 令和7年度上里町下水道事業会計予算について

◎日程第32 町長提出議案第28号 令和7年度上里町農業集落排水事業会計予算について

○議長（飯塚賢治君） 日程第26、町長提出議案第22号 令和7年度上里町一般会計予算について、日程第27、町長提出議案第23号 令和7年度上里町国民健康保険特別会計予算について、日程第28、町長提出議案第24号 令和7年度上里町介護保険特別会計予算について、日程第29、町長提出議案第25号 令和7年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第30、町長提出議案第26号 令和7年度上里町水道事業会計予算について、日程第31、町長提出議案第27号 令和7年度上里町下水道事業会計予算について、日程第32、町長提出議案第28号 令和7年度上里町農業集落排水事業会計予算について、以上の7件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 皆様、おはようございます。

では、御提案申し上げました、議案第22号から議案第28号を一括して御説明いたします。

まず、議案第22号 令和7年度上里町一般会計予算について御説明いたします。

初めに、予算編成に対する基本的な方針でございます。

政府は、令和7年度の予算編成の基本方針として、我が国経済は、成長と分配の好循環が動き始めており、コストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りしないために、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策を実行する。新たな経済のステージに移行することを目指して、経済あつての財政との考え方に立ち、賃上げと投資が牽引する成長型経済を実現

しつつ、財政状況の改善を進め、力強く発展する、危機に強靱な経済・財政をつくっていくとしています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2024」に沿って、足元の物価高、賃金や調達価格の上昇に対応しつつ、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、地方創生2.0の起動、官民連携による投資の拡大、充実した少子化・子ども政策の着実な実施など、重要施策課題に必要な予算措置を講ずることによって、メリハリの効いた予算編成を行うとしています。

さて、上里町における、令和7年度予算編成に当たりましては、町の将来像である「ひと・まち・自然が共に輝く“ハーモニータウンかみさと”」の実現に主眼を置くとともに、効率的・効果的かつ持続可能な行財政運営に向けて、主要事業への重点配分や行政の簡素合理化の推進、事業の優先度の明確化を体现することを念頭に、予算編成を行ったところでございます。

主要事業といたしましては、第5次上里町総合振興計画、上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略に加え、町長公約に関する事業がございますが、令和7年度の大きな特徴といたしましては、まず、上里町公共施設等総合管理計画などに基づき、保健センター等複合施設及び男女センター・児童館・公民館複合化施設の令和7年度オープンを目指した整備費、子育て支援への取組をさらに推進すべく、学校給食費の補助金や、物価高騰対策としての水道基本料金等減免に係る補助金などを計上しております。

また、藤木戸勝場線歩道整備工事をはじめとする道路整備事業の重点実施、駅北まちづくり事業や都市計画道路整備事業の推進など、都市づくりの継続に加え、デマンド交通の運行開始による公共交通ネットワークの拡充、教育施設の環境整備及び避難所の環境改善を図るべく、中学校体育館等の空調設備の設置工事について、予算化を行っております。

その他の特徴といたしましては、職員給与費やDXの推進などにより総務費が増額、児童手当や保育所関係の経費、障害福祉サービス費、各特別会計への繰出金の増額などにより民生費が増額、消防団車両の購入や児玉郡市広域市町村圏組合への負担金、埼玉県衛星系防災行政無線施設再整備事業負担金の増額などにより消防費が増額などとなっております。

また、地方債の償還である公債費については減額となりましたが、引き続き高い水準で推移しております。地方債の償還財源の一部といたしまして、減債基金繰入金2億円を計上したところでございます。このように、効率的な地方債の発行と減債基金の適切な運用によりまして、社会保障費など町民生活を支えるための財源を確保するとともに、地方交付税総額の維持に努めてまいります。

次に、歳入でございます。

国内の経済状況は、物価高が重石となり、個人消費が減少に転じたものの、外需が好調なインバウンド需要を支えに、サービス輸出も増加を維持し、全体を押し上げております。設備投

資も省力化・情報化ニーズの高まりを受けて、ソフトウェア投資が引き続き堅調に推移したほか、機械投資にも持ち直しの動きがあり、プラスに転化しております。

所得環境の改善や政府の電気・ガス代抑制策の再開などを背景に、個人消費はプラスに復する見通しで、好調な企業収益を支えに、設備投資も堅調に推移する見込みとのことです。

県内の経済状況に目を向けますと、埼玉県経済動向調査によれば、「個人消費は、物価上昇の影響は見られるものの、持ち直しており、生産活動は、一進一退の状況、雇用情勢は、人手不足を背景に企業の採用意欲が高い状況にある中、持ち直しつつある。雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。」との総括判断がされております。

このような背景の中、令和7年度歳入予算の主な特徴といたしましては、歳入の根幹をなす町税において、個人住民税は、定額減税の影響が減少することや、その他の複数の税目でも増収を見込み、前年度比1億7,786万9,000円の増額、40億8,939万7,000円を計上いたしました。

一方で、定額減税の減収を補填するための特例交付金の減少などにより、地方特例交付金は前年度比8,500万円の減額計上となっております。

また、分担金及び負担金については、保育料の無償化を継続しております。

その他、特徴的なものを申し上げますと、制度改正による児童手当交付金や保育所関連、障害福祉サービス等の負担金、保健センター等複合施設建設事業に係る補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などが要因となり、国庫支出金が前年度比37.0%の増額、歳入不足額の補填財源として、基金からの繰入金が前年度比5.4%の増額、公共施設の建設や道路整備事業などの起債対象事業の増加に伴い、町債が前年度比168.9%で大きく増額となっております。

以上が、予算編成に関する基本的な方針でございます。

それでは、議案の提案理由説明をさせていただきます。

令和7年度上里町一般会計・特別会計・企業会計予算書の1ページを御覧ください。

令和7年度上里町一般会計の予算は、次に定めるところによります。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127億5,770万円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によると規定するものでございます。

第2条、債務負担行為でございますが、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為によると規定するものでございます。

第3条、地方債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことがで

きる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表 地方債によると規定するものでございます。

第4条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定めるものでございます。

次に、第5条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費（ただし、報酬及び旅費については会計年度任用職員に係るものに限る。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とすると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

こちらは、第1表 歳入歳出予算でございます。

初めに、歳入でございますが、款1町税につきましては、税目ごとに令和6年度の調定額や定額減税、近年の決算状況等を勘案し、複数の税目で増収を見込み、前年度比1億7,786万9,000円の増額の40億8,939万7,000円を計上いたしました。

款2地方譲与税は、各譲与税額の見込みから、前年度比で増減はあるものの、総額は前年度と同額の1億1,540万円を計上いたしました。

款3利子割交付金から款11地方交付税につきましては、国や県からの情報に加え、令和6年度の決算見込額などから積算を行っております。款3利子割交付金は、市町村交付金見込額から前年度より80万円増額の150万円、続く款4配当割交付金は、前年度より300万円増額の2,000万円、款5株式等譲渡所得割交付金は、前年度より1,100万円増額の2,800万円、款6法人事業税交付金は、前年度より300万円増額の4,400万円、款7地方消費税交付金は、前年度より1,000万円増額の6億3,000円、款8ゴルフ場利用税交付金は、前年度より100万円減額の700万円、款9環境性能割交付金は、前年度より200万円増額の2,200万円、款10地方特例交付金は、定額減税減収補填特例交付金の皆減などによりまして前年度より8,500万円減額の2,800万円を計上いたしました。

款11地方交付税は、前年度より9,000万円増額の13億円を計上いたしました。

次に、3ページを御覧ください。

款12交通安全対策特別交付金は、近年の収入実績などから、前年度より3万8,000円減額の447万9,000円を計上いたしました。

款13分担金及び負担金は、保育料の無償化を継続し、保育所運営費保護者負担金（滞納繰越分）の減少などによりまして、前年度より56万2,000円減額の1,469万4,000円を計上いたしました。

款14使用料及び手数料は、町営住宅使用料や上里ゴルフ場公園施設管理許可使用料、住民基本台帳や戸籍事務の手数料が主なもので、前年度より18万円減額の9,764万6,000円を計上いたしました。

款15国庫支出金は、社会福祉費負担金や児童福祉費負担金、道路事業費補助金などが主なものでございまして、児童手当交付金や保育所関連、障害福祉サービス等の負担金の増額や、都市構造再編集中支援事業費補助金の増額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が皆増となったことなどによりまして、前年度より5億4,286万7,000円増額の20億1,149万円を計上いたしました。

款16県支出金は、国庫支出金と同様に、社会福祉費負担金や児童福祉費負担金のほか、医療保健事業に対する基盤安定負担金や、農業費補助金などが主なものでございまして、保育所関連の負担金や国勢調査事務交付金の増額、参議院議員通常選挙費委託金が皆増となったことなどによりまして、前年度より6,938万円増額の8億9,864万円を計上いたしました。

款17財産収入は、前年度より259万円増額の748万5,000円を計上いたしました。

款18寄附金は、前年度より2,500万円増額の8,400万円を計上いたしました。

款19繰入金は、項1基金繰入金といたしまして15億1,810万円を計上いたしました。これは歳入不足額の補填財源や建設事業費等の財源、公債費の財源などを目的といたしまして、各基金からの繰入れを行うものでございます。

次に、項2特別会計繰入金は、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計からの繰入金を各1,000円、合計3,000円を科目設定として予算化するものでございます。繰入金の合計は、前年度より7,840万円増額の15億1,810万3,000円となっております。

款20繰越金は、前年度と同額の1億円を計上いたしました。

次に、4ページを御覧ください。

款21諸収入は、町税延滞金などに加え、雑入の埼玉県市町村振興協会市町村交付金や重度医療高額療養費返還金、自治総合センターコミュニティ助成事業助成金などが主なもので、デジタル基盤改革支援補助金が皆増となったことなどによりまして、前年度より6,977万4,000円増額の1億2,836万6,000円を計上いたしました。

款22町債は、臨時財政対策債が皆減となりますが、対象となる公共施設や道路整備事業などの増加により、前年度より10億980万円増額の16億750万円を計上いたしました。

款1町税から款22町債までの歳入合計は、127億5,770万円となりまして、前年度より20億870万円の増額でございます。

次に、歳出予算の款項別の金額が5ページからとなっております。

まず、款1議会費は、議員報酬や議会だよりの発行など、町議会運営の経費でございしますが、

議場音響・映像システム賃借料の減額などにより、前年度より230万円減額の1億531万6,000円を計上いたしました。

款2総務費は、一般管理給与費や庁舎の管理、情報システムや統計調査など多くの分野の事業がございしますが、職員給与費やDXの推進による各種システム及びネットワーク関連経費、デマンド交通の導入経費や、国勢調査事業費、参議院議員通常選挙費の増額などに伴いまして、項1総務管理費から項5統計調査費が増額になったことにより、前年度より1億8,724万4,000円増額の16億7,125万1,000円を計上いたしました。

款3民生費は、医療や介護、障害給付などの社会福祉費、児童手当や保育所の運営などの児童福祉費が主なものでございます。障害福祉サービス費や、国民健康保険及び介護保険特別会計への繰出金、男女センター・児童館・公民館複合化等事業や保育所関係の経費、児童手当の増額などにより、項1社会福祉費、項2児童福祉費共に増額となりまして、前年度より8億6,598万3,000円増額の49億9,348万4,000円を計上いたしました。

款4衛生費は、予防対策事業やじんかい処理事業、広域市町村圏組合清掃施設運営負担金などが主な事業でございしますが、保健センター等複合施設整備事業や物価高騰対策水道基本料金等減免に係る補助金、広域市町村圏組合清掃施設運営負担金の増額などにより、項1保健衛生費、項2清掃費共に増額となりまして、前年度より7億5,921万7,000円増額の19億7,461万8,000円を計上いたしました。

款5農林水産業費は、農業振興事業や土地改良推進事業、農業委員会の運営などが主な事業となっております。上里土地改良区補助金や新規就農総合支援事業費補助金の増額などによりまして、前年度より655万1,000円増額の1億6,758万8,000円を計上いたしました。

款6商工費は、商工業振興事業や観光振興事業、消費生活対策事業が主な事業でございしますが、職員給与費やふるさと納税返礼品の増額などによりまして、前年度より2,452万3,000円増額の9,052万6,000円を計上いたしました。

款7土木費は、道路、橋梁の新設や維持管理、公園や町営住宅、上里ゴルフ場の運営などが主な事業となっております。藤木戸勝場線歩道整備事業や、国道17号バイパス建設負担金、駅北町づくり事業や都市計画道路整備事業の増額などにより、項2道路橋梁費、項4都市計画費が増額となりまして、前年度より1,125万8,000円増額の10億3,488万8,000円を計上いたしました。

次に、6ページを御覧ください。

款8消防費は、広域市町村圏組合消防費負担金や災害対策事業、消防団運営事業などが主な事業となっております。広域市町村圏組合消防費負担金や埼玉県衛星系防災行政無線施設再整備事業負担金、消防団車両の購入費の増額などによりまして、前年度より3,903万8,000円増額

の5億1,041万3,000円を計上いたしました。

款9教育費は、小・中学校の管理や教育振興、学校給食組合への負担金などに加え、社会教育、スポーツ振興や町民体育館、郷土資料館の管理運営など、多岐にわたる事業を実施しております。学校給食費補助金や中学校体育館等空調設備設置工事費、町民体育館のトイレ改修工事費及び消防設備用非常用発電設備更新工事費の増額などにより、項1教育総務費、項3中学校費、項5保健体育費が増額となりまして、前年度より1億2,371万9,000円増額の13億5,677万7,000円を計上いたしました。

款10公債費は、地方債の発行が減少したことなどから、前年度より920万円減額の8億2,999万1,000円を計上いたしました。

款11諸支出金は、基金運用利子の積立てが主なもので、現在の基金の運用状況から、前年度より266万7,000円増額の284万8,000円を計上いたしました。

款12予備費は、前年度と同額の2,000万円を計上いたしました。

歳出合計は、歳入合計と同額の127億5,770万円となっております。

次に、7ページは、第2表 債務負担行為でございます。

まず公共用地先行取得事業は、令和7年度に町の依頼に基づき、土地開発公社が先行取得する場合の用地取得に要する費用の債務負担行為でございます。農業近代化資金利子補給は、令和7年度の資金貸付けによる利子補給に係る債務負担行為でございます。第6次上里町総合振興計画等策定支援業務委託は、期間を令和8年度、限度額を939万4,000円とする債務負担行為でございます。第3次上里町環境基本計画策定業務委託は、期間を令和8年度、限度額を525万2,000円とする債務負担行為でございます。

続きまして、8ページを御覧ください。

こちらは、第3表 地方債でございます。

まず、国民保護対策事業300万円は、全国瞬時警報システム新型受信機更新業務委託に係る地方債、その下、庁舎管理事業3,820万円は、庁舎改修工事に係る地方債でございます。総務関係の地方債としてそれぞれ限度額を定めるものでございます。

次に、男女センター・児童館・公民館複合化等事業は、複合化等改修工事に係る地方債でございます。民生関係の地方債として4億2,190万円を限度額とするものでございます。保健センター等複合施設整備事業は、建設工事等に係る地方債でございます。衛生関係の地方債として6億4,720万円を限度額とするものでございます。

次の道路維持補修事業7,650万円、その下、藤木戸勝場線歩道整備事業6,070万円、都市計画道路整備事業1,090万円、都市計画事業5,850万円は、それぞれ各種道路整備に係る地方債、その下、住宅管理事業2,130万円は、町営四ツ谷団地の受水槽更新工事に係る地方債でございます。

す。土木関係の地方債として、それぞれ限度額を定めるものでございます。

消防施設整備事業3,780万円は、消防車両の購入に係る地方債、その下、災害対策事業1,160万円は、埼玉県衛星系防災行政無線施設再整備事業負担金に係る地方債でございます。消防関係の地方債としてそれぞれ限度額を定めるものでございます。

次に、中学校管理運営事業1億8,170万円は、中学校体育館等空調設備設置工事に係る地方債、その下、公民館管理事業360万円は、七本木公民館解体工事設計業務委託に係る地方債、続く体育施設管理運営事業3,460万円は、町民体育館トイレ改修工事に係る地方債でございます。教育関係の地方債としてそれぞれ限度額を定めるものでございます。

地方債の限度額は、合計で16億750万円となっております。

起債の方法につきましては、普通貸借又は証券発行によるものとし、利率は4.0%以内といたしますが、ただし書きで、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率と規定しています。

償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上、令和7年度の予算編成方針及び一般会計予算の提案理由説明とさせていただきます。

続きまして、議案第23号 令和7年度上里町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の11ページを御覧ください。

令和7年度上里町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億5,470万6,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によると規定するものでございます。

第2条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

第3条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と規定するものでございます。

続きまして、国民健康保険特別会計の概要について御説明させていただきます。

令和7年度は、国保広域化の8年目となります。引き続き、上里町は埼玉県と共同保険者となり、県が定める運営方針に基づき、共通認識の下、安定的な運営を図ってまいります。埼玉県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図っております。町は、地域住民と身近な関係の中、資格

管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収といった事業を担ってまいります。

12ページを御覧ください。

こちらは、第1表 歳入歳出予算でございます。

初めに、歳入について御説明いたします。

款1 国民健康保険税は、一般被保険者の医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の現年課税分と滞納繰越分になります。前年度より4,825万1,000円減額の5億5,617万4,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、被保険者の減少によるものです。

款2 使用料及び手数料は、国民健康保険の資格の証明手数料及び国民健康保険税への督促手数料について、科目設定として2,000円を計上いたしました。

款3 県支出金は、保険給付費の交付金などでございます。前年度より3,392万1,000円増額の23億5,539万3,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、県の推計により町の歳出である保険給付費の増額が見込まれていることから、普通交付金につきましても、同程度の増額となっております。

款4 財産収入は、国保基金の利子収入について、科目設定として1,000円を計上いたしました。

款5 繰入金は、保険基盤安定分や職員給与費などに対する一般会計からの繰入金でございます。前年度より3,257万7,000円増額の3億3,942万9,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、その他一般会計繰入金の増額によるものでございます。

款6 繰越金は、前年度と同様に科目設定として1,000円を計上いたしました。

款7 諸収入は、国民健康保険税の延滞金や過料、預金利子、雑入などで370万6,000円を計上いたしました。

歳入合計は、32億5,470万6,000円になりまして、前年度より1,694万3,000円の増額となっております。

次に、13ページを御覧ください。

歳出につきまして御説明いたします。

款1 総務費は、前年度より789万7,000円増額の7,958万6,000円を計上いたしました。項1 総務管理費は、職員給与費、レセプト点検員給与費、電算事務委託などの事務経費や埼玉県国保連合会に対する負担金などで、7,210万3,000円を計上いたしました。項2 徴税費は、国民健康保険税の賦課徴収に係る事務経費として669万4,000円を計上いたしました。項3 運営協議会費は、国民健康保険運営協議会の委員報酬などの事務経費54万2,000円を計上いたしました。項4 趣旨普及費につきましては、エイズ予防対策やインフルエンザ予防対策のパンフレット代など24万7,000円を計上いたしました。

款 2 保険給付費は、前年度より3,999万9,000円増額の23億2,971万4,000円を計上いたしました。項 1 療養諸費は、一般被保険者の療養給付費・療養費及び審査支払手数料となりまして、19億9,115万9,000円を計上いたしました。項 2 高額療養費は、3 億2,746万8,000円を計上いたしました。項 3 移送費は、病気やけがなどのため移動が困難な患者が、医師の指示により入院や転院した場合に審査を行って必要と認めた場合に支給するもので、3 万2,000円を計上いたしました。項 4 出産育児諸費は出産育児一時金などで、800万4,000円を計上いたしました。項 5 葬祭諸費は、葬祭費交付金として300万円を計上いたしました。項 6 傷病手当金は、給与等の支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症の感染等による療養のため、労務に服することができない場合に支給するもので、5 万1,000円を計上いたしました。

これら、保険給付費は、県が示す上里町の医療費推計を参考にし計上するものでございますが、全体的に増額となっています。その主な要因といたしましては、加入者数は減少しているものの、1 人当たりの医療費が増加していることによるものでございます。

款 3 国民健康保険事業費納付金は、県が示す保険料収納必要総額を基に、上里町が負担する分の納付金でございます。前年度より3,442万7,000円減額の 7 億8,486万9,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、県試算に基づく医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の推計結果などにより県全体の納付額は増額となったものの、上里町の被保険者の所得や人数の減少が影響したものでございます。

款 4 保健事業費は、前年度より378万3,000円増額の5,366万8,000円を計上いたしました。項 1 保健事業費は、健康づくりのための講師謝礼や人間ドックなどの予防健診補助金として1,626万9,000円を計上いたしました。項 2 特定健康診査等事業費は、集団健診や個別健診の経費として3,739万9,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、特定健康診査の受診者の増加を見込んだことによるものでございます。

款 5 基金積立金は、国民健康保険財政調整基金への積立金として、2,000円の科目設定となります。

款 6 諸支出金は、前年度より30万8,000円減額の386万7,000円を計上いたしました。主な内容ですが、項 1 償還金及び還付加算金は、一般被保険者の保険税還付金、還付加算金、過年度の保険給付費交付金償還金の科目設定などで386万6,000円を計上いたしました。項 2 繰出金は、1,000円の科目設定になります。

款 7 予備費は前年度と同額の300万円を計上いたしました。

14ページを御覧ください。

歳出合計は、歳入合計と同額の32億5,470万6,000円となっております。

以上、令和 7 年度上里町国民健康保険特別会計予算の提案理由説明とさせていただきます。

続きまして、議案第24号 令和7年度上里町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の17ページを御覧ください。

令和7年度上里町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億1,820万9,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によると規定するものでございます。

第2条、債務負担行為は、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表 債務負担行為によると規定するものでございます。

第3条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による、一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

第4条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と規定するものでございます。

続きまして、介護保険特別会計の概要について御説明させていただきます。

18ページを御覧ください。

こちらは、第1表 歳入歳出予算でございます。

初めに、歳入について御説明いたします。

款1 介護保険料は、保険料率改定による執行状況を勘案し、前年度より5,232万2,000円増額の5億4,565万1,000円を計上いたしました。

款2 国庫支出金は、前年度より1,988万3,000円増額の4億148万3,000円を計上いたしました。項1 国庫負担金は介護給付費に国の負担割合を乗じた額で3億5,632万8,000円を計上いたしました。項2 国庫補助金は、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金などによりまして、4,515万5,000円を計上いたしました。

款3 支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金から第2号被保険者分として交付されるもので、介護給付費に負担割合を乗じ、前年度より3,213万8,000円増額の5億5,748万6,000円を計上いたしました。

款4 県支出金は、前年度より1,647万1,000円増額の3億929万円を計上いたしました。項1 県負担金は、介護給付費に県の負担割合を乗じた額で、2億8,770万円を計上いたしました。項2 県補助金は、地域支援事業交付金と介護人材確保支援事業補助金で、2,159万円を計上いたしました。

款 5 繰入金は、前年度より1,205万1,000円増額の4億427万2,000円を計上いたしました。項 1 一般会計繰入金は、介護給付費に町の負担割合を乗じた介護給付費繰入金などで、3億8,702万3,000円を計上いたしました。項 2 基金繰入金は、介護給付費準備基金繰入金で、1,724万9,000円を計上いたしました。

款 2 から款 5 の主な増額に関しましては、介護給付費等の増額に伴うものとなっております。

次に、款 6 繰越金は、科目設定として1,000円を計上いたしました。

款 7 諸収入は、2万6,000円を計上し、項 1 延滞金、加算金及び過料は、前年同様1,000円の科目設定、項 2 雑入は、第三者納付金等で2万5,000円を計上いたしました。

歳入合計は、22億1,820万9,000円になりまして、前年度より1億3,286万1,000円の増額となっております。

次に、19ページを御覧ください。

歳出につきまして御説明いたします。

款 1 総務費は、前年度より947万1,000円増額の9,153万2,000円を計上いたしました。項 1 総務管理費は、職員に係る給与費、介護保険事業運営に係る事務経費として4,960万9,000円、項 2 徴収費は、介護保険料の賦課徴収に係る事務経費として446万8,000円、項 3 介護認定審査調査費は、介護認定審査に係る事務経費、介護認定調査員の給料等として3,715万8,000円、項 4 趣旨普及費は、町民への介護保険制度の周知に係る経費として、29万7,000円をそれぞれ計上いたしました。

款 2 保険給付費は、前年度より1億1,474万7,000円増額の19億8,161万9,000円を計上いたしました。項 1 介護サービス等諸費は、要介護 1 から 5 の被保険者が受けるサービス費のうち、保険者が負担するもので18億4,555万2,000円、項 2 介護予防サービス等諸費は、要支援 1、2 の被保険者が受けるサービス費のうち、保険者が負担するもので4,394万2,000円、項 3 高額介護サービス等費は4,053万7,000円、項 4 高額医療合算介護サービス等費は597万円、項 5 審査支払手数料は、国民健康保険団体連合会に支払う手数料で113万6,000円、項 6 特定入所者介護サービス等費は4,448万2,000円をそれぞれ計上いたしました。

款 3 基金積立金は、科目設定として1,000円を計上いたしました。

款 4 地域支援事業費は、前年度より854万3,000円増額の1億4,375万4,000円を計上いたしました。項 1 包括的支援事業・任意事業費は6,061万1,000円、項 2 介護予防・日常生活支援総合事業費は8,314万3,000円をそれぞれ計上いたしました。

款 5 諸支出金は、前年度より10万円増額の80万3,000円を計上いたしました。項 1 償還金及び還付加算金は80万2,000円を計上し、項 2 繰出金は1,000円の科目設定となります。

款 6 予備費は、前年度同様50万円を計上いたしました。

歳出合計は、歳入合計と同額の22億1,820万9,000円となっております。

次に、20ページを御覧ください。

こちらは、第2表 債務負担行為でございます。

上里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定等業務委託につきまして、令和8年度に438万9,000円の債務負担を計上するものです。

以上、令和7年度上里町介護保険特別会計予算の提案理由説明とさせていただきます。

続きまして、議案第25号 令和7年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書の23ページをお開きください。

令和7年度上里町高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億5,046万5,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によると規定するものがございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の概要について説明させていただきます。

24ページを御覧ください。

こちらは、第1表 歳入歳出予算でございます。

初めに、歳入について御説明いたします。

款1 後期高齢者医療保険料は、現年度分と滞納繰越分を含め、前年度より82万1,000円増額の3億1,919万7,000円を計上いたしました。

予算編成に当たりましては、保険者である埼玉県後期高齢者医療広域連合において見込まれた数値を基に計上いたしました。県全体の1人当たり保険料は、8万7,197円となっております。町の予算編成に当たっては、1人当たりの保険料見込額は6万6,693円、被保険者数を4,769人で見込んだ保険料に、予定収納率99.5%で算出しております。増額の主な要因は、被保険者数の増加による影響が挙げられます。

款2 使用料及び手数料は、保険料の納付証明手数料として1,000円を計上いたしました。

款3 繰入金は、一般会計からの繰入金で、前年度より397万9,000円増額の1億1,632万8,000円を計上いたしました。広域連合への事務費分、保険基盤安定繰入金分となります。

款4 繰越金は、令和6年度の繰越金として50万円を計上いたしました。

款5 諸収入は、前年度より21万8,000円増額の1,443万9,000円を計上いたしました。項1 延滞金、加算金及び過料と、項2 預金利子は科目設定となります。項3 受託事業収入は、町が実施する健康診査に係る、広域連合からの受託料でございます。項4 雑入は、保険料の還付返還金や広域連合からの人間ドック補助金などとなっております。

歳入合計は、4億5,046万5,000円になりまして、前年度より501万8,000円の増額となっております。

次に、25ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

款1総務費は、前年度より209万1,000円増額の2,987万2,000円を計上いたしました。項1総務管理費は、健康診査のための委託料、人間ドック補助金や事務経費などとなります。項2徴収費は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る事務経費となります。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度より292万7,000円増額の4億1,918万2,000円を計上いたしました。主な内容は、広域連合への共通経費負担金、保険料分の納付金、保険基盤安定分などとなっております。増額の主な要因は、保険基盤安定分の増によるものでございます。

款3諸支出金は、保険料の還付金及び還付加算金、一般会計への繰出金として91万1,000円を計上いたしました。

款4予備費は、前年度と同額の50万円を計上いたしました。

歳出合計は、歳入合計と同額の4億5,046万5,000円となっております。

以上、令和7年度上里町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由説明とさせていただきます。

続きまして、議案第26号 令和7年度上里町水道事業会計予算について御説明申し上げます。予算書の29ページをお開きください。

まず、第1条、令和7年度上里町水道事業会計予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。(1)給水戸数は1万3,587戸を予定しております。(2)年間給水量は348万2,000立方メートルでございます。(3)1日平均給水量は9,540立方メートルでございます。(4)主な建設改良事業は、イ、配水管布設工事等で1億5,446万円、ロ、老朽管更新事業で1億円、ハ、浄水場更新工事で10億7,829万9,000円でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものでございます。

収益的収入ですが、第1款事業収益は6億1,774万6,000円で、前年度より3,084万6,000円の減額となります。内訳でございますが、第1項給水収益の柱である水道料金や加入金などの営業収益は4億7,241万2,000円で、前年度より1億2,739万4,000円の減額となります。第2項他会計補助金や長期前受金戻入などの営業外収益は1億4,533万3,000円で、前年度より9,654万8,000円の増額となります。第3項特別利益は1,000円で、科目設定になります。

次に、収益的支出でございますが、第1款事業費は5億2,961万1,000円で、前年度より1,939万6,000円の増額となります。内訳でございますが、第1項水道施設の維持管理や減価償

却費などの営業費用は4億8,741万3,000円で、前年度より2,010万2,000円の増額となります。第2項企業債利息や消費税納付などの営業外費用は3,619万8,000円で、前年度より129万4,000円の増額となります。第3項不納欠損などの特別損失は200万円で、前年度より200万円の減額となります。第4項予備費は400万円で、前年度と同額になります。

次に、30ページを御覧ください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めるものとございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,543万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億2,265万2,000円、当年度分損益勘定留保資金3,278万円で補填するものとございます。

資本的収入でございますが、第1款の資本的収入は13億7,886万円で、前年度より9億4,282万5,000円の増額となります。その内訳でございますが、第1項建設改良等に係る企業債は13億6,720万円で、前年度より9億5,720万円の増額となります。第2項一般会計からの補助金は12万円で、前年度と同額になります。第3項他事業工事に伴う負担金は1,154万円で、前年度より1,437万5,000円の減額となります。

次に、支出でございますが、第1款の資本的支出は15億3,429万2,000円で、前年度より9億4,522万8,000円の増額となります。内訳でございますが、第1項水道管布設工事や浄水場更新工事などの建設改良費は13億7,655万6,000円で、前年度より9億4,866万3,000円の増額となります。第2項企業債償還金は1億5,773万6,000円で、前年度より343万5,000円の減額となります。

第5条は、継続費の総額及び年割額を次のとおり定めるものとございます。

款1 資本的支出、項1 建設改良費、事業名は上里町浄水場・第二浄水場（自家発電設備）第2次更新工事で、総額は5億8,520万円、年度及び年割額はいずれも記載のとおりでございます。

31ページを御覧ください。

第6条は、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり定めるものとございます。債務を負担する行為をすることができる事項は、上里町水道事業ビジョン策定業務委託及び上里町浄水場（自家発電設備）第2次更新工事施工監理業務委託で、期間及び限度額は、いずれも記載のとおりでございます。

第7条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定めるものとございます。起債の目的及び限度額は、建設改良事業に13億4,720万円、資本費平準化債に2,000万円の合計13億6,720万円でございます。起債の方法、利率及び償還の方法は、いずれも記載のとおりでございます。

第8条、一時借入金の限度額は1億5,000万円と定めるものとございます。

第9条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を次のとおり定めるものとございます。(1)営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用、(2)建設改良費及び企業債償還金の間の流用でございます。

32ページを御覧ください。

第10条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めたもので、(1)職員給与費5,679万6,000円、(2)交際費1万円については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないと規定するものとございます。

第11条、たな卸資産の購入限度額は575万9,000円と定めるものとございます。

第12条は、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を定めるもので、(1)物価高騰対策水道基本料金等減免に要する経費に伴う補助として6,733万3,000円でございます。

以上、令和7年度上里町水道事業会計予算の提案理由説明とさせていただきます。

続きまして、議案第27号 令和7年度上里町下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書の35ページをお開きください。

第1条、令和7年度上里町下水道事業会計予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。(1)接続戸数は1,340戸を予定しております。(2)年間有収水量は44万8,000立方メートルでございます。(3)1日平均有収水量は1,227立方メートルでございます。(4)主な建設改良事業は污水管渠築造事業で3億7,602万6,000円でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものとございます。

収益的収入の第1款下水道事業収益は2億7,593万1,000円で、前年度より3,021万1,000円の減額となります。その内訳でございますが、第1項下水道使用料と他会計負担金などの営業収益は、7,996万4,000円で、前年度より3,007万4,000円の減額となります。第2項他会計補助金や長期前受金戻入などの営業外収益は1億9,596万6,000円で、前年度より13万7,000円の減額となります。第3項特別利益は、1,000円で科目設定となります。

次に、収益的支出でございますが、第1款下水道事業費用は2億7,545万8,000円で、前年度より2,817万5,000円の減額となります。内訳でございますが、第1項管渠維持管理費や減価償却費などの営業費用は2億3,158万3,000円で、前年度より3,038万円の減額となります。第2項企業債利息などの営業外費用は4,287万4,000円で、前年度より220万5,000円の増額となります。第3項特別損失は1,000円で、科目設定となります。第4項予備費は100万円で、前年度と

同額になります。

続きまして、36ページを御覧ください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めるものとさせていただきます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,609万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,415万6,000円、過年度分損益勘定留保資金5,193万9,000円で補填するものとさせていただきます。

資本的収入でございますが、第1款の資本的収入は4億9,725万9,000円で、前年度より6,432万4,000円の増額となります。内訳といたしましては、第1項建設改良等に係る企業債は3億3,930万円で、前年度より6,460万円の増額となります。第2項国庫補助金は1億1,500万円で、前年度より40万円の減額となります。第3項分担金及び負担金は369万8,000円で、下水道受益者負担金になります。前年度より30万7,000円の減額となります。第4項他会計補助金は2,086万1,000円で、一般会計からの補助金になります。前年度より6万9,000円の減額となります。第5項他会計負担金は1,840万円で、県道築造工事に伴う移設工事負担金になります。前年度より50万円の増額となります。

次に、支出でございますが、第1款の資本的支出は5億7,335万4,000円で、前年度より5,766万5,000円の増額となります。内訳でございますが、第1項建設改良費は4億3,951万7,000円で、前年度より5,509万4,000円の増額となります。第2項企業債償還金は1億3,383万7,000円で、前年度より257万1,000円の増額となります。

第5条は、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり定めるものとさせていただきます。債務を負担する行為をすることができる事項は、下水道改造資金融資あっせんに対する損失補償令和7年度分で、期間及び限度額はいずれも記載のとおりでございます。

37ページをお願いいたします。

第6条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定めるものとさせていただきます。起債の目的及び限度額は、公共下水道事業に2億4,910万円、流域下水道事業建設負担金に4,430万円、資本費平準化債に4,590万円の合計3億3,930万円でございます。起債の方法、利率及び償還の方法は、いずれも記載のとおりでございます。

第7条、一時借入金の限度額は1億5,000円と定めるものとさせていただきます。

第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を次のとおり定めるものとさせていただきます。(1)営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用、(2)建設改良費及び企業債償還金の間の流用でございます。

38ページを御覧ください。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、職員給与費3,000万7,000円については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないと規定するものでございます。

以上、令和7年度上里町下水道事業会計予算の提案理由説明とさせていただきます。

続きまして、議案28号 令和7年度上里町農業集落排水事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書の41ページをお開きください。

まず、第1条、令和7年度上里町農業集落排水事業会計予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。(1)排水戸数は68戸を予定しております。(2)年間排水量は1万5,282立方メートルでございます。(3)1日平均排水量は42立方メートルでございます。(4)主な建設改良事業は農業集落排水処理施設工事で68万6,000円でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものでございます。

収益的収入の第1款農業集落排水事業収益は1,204万5,000円で、前年度より67万8,000円の減額となります。内訳でございますが、第1項処理施設使用料の営業収益は257万5,000円で、前年度と同額となります。第2項他会計補助金や長期前受金戻入などの営業外収益は947万円で、前年度より67万8,000円の減額となります。

次に、収益的支出でございますが、第1款農業集落排水事業費用は1,525万円で、前年度より28万2,000円の減額となります。内訳でございますが、第1項管路施設管理費、処理場費、減価償却費などの営業費用は1,446万4,000円で、前年度より28万7,000円の減額となります。第2項企業債利息の営業外費用は78万6,000円で、前年度より5,000円の増額となります。

42ページを御覧ください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものでございます。

第1款資本的収入は732万円で、前年度より96万8,000円の減額となります。内訳でございますが、第1項建設改良等に係る企業債は560万円で、前年度より80万円の減額となります。第2項一般会計からの出資金は7万5,000円で、前年度より181万3,000円の減額となります。第3項他会計補助金は164万5,000円で皆増となり、一般会計からの補助金となります。

次に、支出でございますが、第1款の資本的支出は732万円で、前年度より99万4,000円の減額となります。内訳でございますが、第1項建設改良費は68万6,000円で、前年度より111万5,000円の減額となります。第2項企業債償還金は663万4,000円で、前年度より12万1,000円の

増額となります。

第5条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定めるものでございます。起債の目的及び限度額は下水道事業債に60万円、資本費平準化債に500万円の合計560万円でございます。起債の方法、利率及び償還の方法は、いずれも記載のとおりでございます。

43ページをお願いいたします。

第6条、一時借入金の限度額は5,000万円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を次のとおり定めるものでございます。(1)営業費用及び営業外費用の間の流用、(2)建設改良費及び企業債償還金の間の流用でございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、職員給与費155万円については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならないと規定するものでございます。

以上、令和7年度上里町農業集落排水事業会計予算の提案理由説明とさせていただきます。

なお、全会計の詳細内容につきましては総合政策課長が、後ほど令和7年度当初予算説明資料でご説明申し上げます。

各議案につきまして、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） 暫時休憩いたします。再開は10時25分からとします。

午前10時12分休憩

午前10時25分再開

○議長（飯塚賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、担当課長より詳細説明を求めます。なお、着座にて説明を許可いたします。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 吉村貴文君補足説明〕

○議長（飯塚賢治君） 以上をもちまして、令和7年度上里町一般会計予算について、令和7年度上里町国民健康保険特別会計予算について、令和7年度上里町介護保険特別会計予算について、令和7年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について、令和7年度上里町水道事業会計予算について、令和7年度上里町下水道事業会計予算について、令和7年度上里町農業集落排水事業会計予算についての提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

◇

◎散 会

○議長（飯塚賢治君） 本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時0分散会